



平成 25 年 4 月 30 日  
水管理・国土保全局水政課

## 河川法第 4 条第 1 項の一級河川の指定の変更等について

4 月 8 日に開催された第 49 回社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て、下記のとおり 5 月 1 日付で河川法に基づく一級河川の指定の変更等をし、同日付で官報告示を行いますのでお知らせいたします。

### 記

平成 25 年度一級河川の指定の変更等について（資料参考）

①一級河川の区間を延長	3 河川	0.7 km
②一級河川の区間を縮小	2 河川	△ 4.0 km
③一級河川の区間を廃止	2 河川	△ 1.9 km

### 問 い 合 わ せ 先

国土交通省水管理・国土保全局水政課	課長補佐	鈴木	国雄
TEL	03-5253-8111	内線	35222
直通	03-5253-8439		
FAX	03-5253-1601		